貸切バス運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和２年５月)

５月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	累積点数
1	株式会社ひまわり観光（法人番号３４５０００１００４８５２）代表者石井保夫	北海道雨竜郡北竜町字碧水７６番地の１	本社営業所	北海道雨竜郡北竜町字碧水７６番地の１	R2.05.29	輸送施設の使用停止（３００日車）及び文書警告	道路運送法第９条の２第１項　他１３件	令和１年１１月１２日及び令和１年１１月１４日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。１４件の違反が認められた。（１）運賃料金事前届出、運賃料金変更事前届出義務違反（道路運送法第９条の２第１項）、（２）運送引受書の記載事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第７条の２第１項）、（３）点呼の実施義務違反（運輸規則第２４条第１項）、（４）点呼の記録保存義務違反（運輸規則第２４条第５項）、（５）点呼の記録義務違反　記録の改ざん・不実記載（運輸規則第２４条第５項）、（６）運行記録計による記録義務違反（運輸規則第２６条第１項）（７）運行指示書の記載事項義務違反（運輸規則第２８条の２第１項）、（８）乗務員台帳の記載事項義務違反（運輸規則第３７条第１項）、（９）運転者に対する指導監督違反（運輸規則第３８条第１項）、（１０）運転者に対する指導監督の記録事項違反（運輸規則第３８条第１項）、（１１）運転者に対する特別な指導義務違反（運輸規則第３８条第２項）、（１２）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（運輸規則第３８条第２項）、（１３）運行管理者の講習受講義務違反（運輸規則第４８条の４第１項）、（１４）書類の適切管理義務違反（運輸規則第６９条）	30	30
2	北都ベリアールサービス株式会社（法人番号８４３０００１０１５０４６）　代表者木村寔	北海道札幌市白石区中央３条４丁目１－１０	本社営業所	北海道札幌市白石区中央３条４丁目１－１０	R2.05.29	輸送施設の使用停止（６０日車）	旅客自動車運送事業運輸規則第４５条	令和２年３月１８日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。１件の違反が認められた。（１）無車検運行（旅客自動車運送事業運輸規則第４５条）	6	6
	以下余白									